

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年7月27日（平成30年（行個）諮問第135号）

答申日：平成31年2月6日（平成30年度（行個）答申第178号）

事件名：特定個人に係る土地売買に関する補償金算定調書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月17日付け府開管理484号により沖縄総合事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

特定個人Aに係る平成○年○月○日付け土地売買契約書（土地代金・損失補償金）金額の内訳（何に対する補償なのか、なぜこの額になるのか分かる資料）請求金額、請求金額請求書、振込金額金融機関名（名義人・住所）、振込通知書の届け先

（特定工事A 特定個人A所有財産特定住所A・B（田）に関する）

平成30年4月27日、内閣府沖縄総合事務局情報公開・個人情報保護窓口から送達を受けた開示文書1件（27枚）（甲第117号）

請求書 特定金額 ただし、沖縄総合事務局が施行する特定工事B所要の土地買収に伴う土地代金及びその他通常受ける損失の補償金 契約金特定金額 上記のとおり請求致します。平成○年○月○日 資金前渡
官吏沖縄総合事務局特定国道事務所 特定職員A 特定国道事務所○。

○. ○受領印

土地等の期日 ○年○月○日
住所 特定住所 C
氏名又は名称 特定個人 A
振込先金融機関
銀行等の名称 特定銀行特定支店
預貯金の種別 普通
口座番号 特定口座番号
口座名義 特定個人 A
口座名義（フリガナ）（略）
故特定個人 A の住民票（甲第 8 5 号証）
住所 特定住所 C
生年月日 昭和○年○月○日
本籍 特定住所 D
前住所 特定住所 E
平成○年○月○日転入 平成○年○月○日転出
平成○年○月○日死亡 平成○年○月○日届出
登記記録（甲第 5 0 号証・甲第 5 1 号証）
特定住所 F 特定住所 G
所在 特定住所 F
特定住所 G
平成○年○月○日売買 所有者 国土交通省
（甲第 6 0 号証）特定町地籍図
一般国道○号線 特定バイパス（甲第 6 2 号証）
（甲第 5 8 号証）土地利用設定 農地等の権利移動の許可（法（農地
法を指す。）3 条）（甲第 6 1 号証）
利用権設定等申出書 特定町長 平成○年○月○日
特定住所 A（田）○㎡，特定住所 B（田）○㎡
賃貸人 住所 特定住所 E
氏名 特定個人 A
賃借人 住所 特定住所 H
氏名 特定個人 B
故特定個人 A の印鑑登録証明証（甲第 6 7 号証）
平成○年○月○日 特定市長
故特定個人 A 法定相続人 特定個人 C に生前に送られてきたものです。
特定個人 A から特定個人 C あての手紙封筒（甲第 6 6 号証）
特定個人 A は，生前（略）と書いております。印鑑登録証明証も照ら
し合わせることができます。
故特定個人 A 名義口座 特定銀行特定支店（甲第 6 号証）

住所 特定住所C

平成○年○月○日 09:32 オキナワソウゴウジム 振入 特定金額 確認できます。

銀行特定支店開設(平成○年○月○日)は本人の窓口でのことを、特定銀行特定支店特定個人Dから審査請求人は電話で確認しました。

特定個人A生年月日 昭和○年○月○日

住所 特定住所C

後期高齢者医療限度額・標準負担額減額認定証交付平成○年○月○日、後期高齢者医療保険者証交付平成○年○月○日

特定広域連合会A(甲第16号証)(甲第39号証・甲第40号証・甲第41号証・甲第42号証・甲第43号証・甲第46号証)

救急活動記録票 平成○年○月○日○曜 特定地区消防衛生組合平成○年○月○日付け(甲第7号証)

事故発生の状況:(略)

到着の状況:(略)

故特定個人Aは(略)でした。(甲第31号証・甲第95号証・甲第96号証)

特定地区消防衛生組合に対し、審査請求人は異議申立てをしました。

その後、提出されたものが平成○年○月○日付け(甲第34号証)です。

建物登記簿調査 平成○年○月○日(甲第77号証)

特定住所C・D・I・Jです。

特定住所C 特定個人E住宅である。(甲第54号証)

特定会社A特定事業部 サービス提供票別表(甲第75号証)利用者 特定個人A 特定住所C

居宅介護支援事業者・特定居宅介護事業所 要介護○

実際にサービス提供は、特定住所Iです。(甲第47号証)

デイサービス送迎バス 特定住所I自宅から受けています。

平成○年○月○日、特定住所Eから特定町転入その年に新築住宅特定住所I定住(甲第47号証)

自宅:特定住所I(甲第76号証)です。

上記に証拠説明のとおり。

沖縄総合事務局 特定国道事務所 特定職員Aに請求書には、特定個人A平成○年○月○日の住所異なっています。特定家から出されていません(甲第76号証)正しい住所です。

特定町役場(甲第47号証)特定住所Iの回答です。特定個人Aの筆跡と異なっています。(甲第66号証)

通知書、契約書、住民票、印鑑証明証信書(甲第55号証)異なっ

います。請求者である本人が、口座名義人（フリガナ）を間違えることがおかしなことです。

請求書申請者は、特定個人A本人の住所・筆跡ではありません。

審査請求人は、法定相続人の一人、故人特定個人Aに変わり、無効、訂正の請求。審査を請求する。

故特定個人Aは、昭和○年○月○日、父親故特定個人F・母親故特定個人Gの○男、特定外国特定島生まれ、戦後特定県特定A村に戻っています。叔父故特定個人Aの同級生の話によると、特定県に戻り最初日本語を話せずにいたことです。同級生誰よりも勉学に励み、高校は推薦、特定高等学校入学、卒業、卒業後は、親戚のいる特定地名に、特定県に戻り特定小学校教師、（略）、職業訓練で○を学び、特定住所E、○工場で長年勤めて来ています。

読書が好きな叔父でした。

平成○年○月帰郷、審査請求人の実家である特定住所H一時過ごした後特定個人E宅に住んでいました、平成○年特定個人A所有する宅地に新築住宅を建てています。

健康面で心配なところはありませんでしたが、読み書きもでき、審査請求人との会話もしっかりしていました。

下記の情報は、特定住所Gから、特定町帰郷し、7か月間の出来事です。

故特定個人A平成○年新築住宅、住所、保険証、レセプト、公文書開示請求（特定県・特定町役場・特定広域連合会A・特定広域連合会B）
特定県知事に対し公文書開示請求（甲第1号証）

公文書不存在による不開示決定通知書（甲第2号証）

公文書不存在による不開示決定通知書（甲第3号証）

公文書不存在による不開示決定通知書（甲第4号証）

特定会社B不動産査定書について文書回答請求（甲第68号証）（甲第5号証）

保有個人情報不開示決定通知書（甲第40号証）

保有個人情報開示決定通知書（甲第41号証）

保有個人情報部分開示決定通知書（甲第42号証）

保有個人情報不開示決定通知書（甲第43号証）

保有個人情報不開示決定通知書（甲第44号証）

個人情報不開示決定通知書（甲第45号証）

個人情報開示決定通知書（甲第46号証）

保有個人情報不開示決定通知書（甲第95号証）

特定町長 公文書開示請求（甲第78号証・甲第92号証）

公文書一部公開決定通知書（甲第8号証）

公文書一部公開決定通知書（甲第 1 5 号証）
公文書公開決定通知書（甲第 1 9 号証）
公文書不存在による請求拒否決定通知書（甲第 2 5 号証）
自己情報開示決定通知書（甲第 2 6 号証）
公文書一部公開決定通知書（甲第 2 7 号証）
公文書不存在による請求拒否決定通知書（甲第 2 8 号証）
公文書不存在による請求拒否決定通知書（甲第 2 9 号証）
公文書一部公開決定通知書（甲第 3 0 号証）
公文書一部公開決定通知書（甲第 3 1 号証）
公文書不存在による請求拒否決定通知書（甲第 3 2 号証）
公文書不存在による請求拒否決定通知書（甲第 3 3 号証）
個人情報不存在による請求拒否決定通知書（甲第 3 5 号証）
自己情報一部開示決定通知書（甲第 3 6 号証）
意義（原文ママ）申立書について（回答）（甲第 3 7 号証）
公文書一部公開決定通知書（甲第 3 8 号証）
意義（原文ママ）申立書についての（回答）（甲第 4 7 号証）
評価証明証（甲第 8 4 号証）
平成〇年特定町役場税務課からのはがき（甲第 8 3 号証）
特定会社 C 回答書（甲第 2 3 号証）
遺産目録作成の特定司法書士・行政書士 回答書（甲第 7 0 号証）
申立人 特定個人 E 提出（甲第 6 9 号証）
ご依頼のあった確認事項についてのご報告（甲第 6 9 号証の中領収書の確認（甲第 8 7 号証））

特定銀行特定支店（甲第 6 9 号証）の説明（甲第 7 3 号証）

公文書の交付（甲第 1 2 9 号）

上記の情報の中には、故特定個人 A に関する情報、故祖父故特定個人 H 情報相続人である審査請求人の納付しなければならない税の義務も含まれています。

特定工事 A 説明には（甲第 6 2 号証）、自治体の長からなる特定市長村会等より、特定事業 A の早期完成に関する要望があり、必要性は高いものと認められる。とされていること。

特定町には、特定基地があり、特定 B 村にあります特定通信所も特定基地内、自衛官も一部特定基地内、国の米軍基地縮小としていますが、特定町に移動し米軍基地の集中している地域です。交通量も多いのは確かです。

野鳥の飛来も多く、自然の豊かな地域でした。

農作物 米・田芋（水田作物（さとう芋の一種））・サトウキビ・お茶・サトウキビ・パイナップル・マンゴー・その他多数

特に、特定県祝い行事で使用される〇は、ほとんどが特定町で収穫されるものです。（特定市特定開発が進み〇収穫減少）

特定工事Aには、得られる公益の利益、失われる利益は背中合わせに存在するものです。

特定区長によると、特定工事Aの説明がなされてきたこと、特定町役場農業委員特定個人Iに電話で問い合わせると、国の事業の為特定国道事務所にお問い合わせくださいとのこと。

特定県庁に聞くと、特定国道事務所に問い合わせてくださいとのことでした。国と地方公共団体との適切な役割分担が果たして適正であったのか、地権者・耕作人に対してどのような形で説明がなされてきたか、連絡、通知はどのようになされてきたか。

高齢者の地権者・耕作人に対して、十分な説明が行われてきたか。農作業は、朝早くから夕方までとても大変なものです。

土地売買の契約書の内容説明、手順（行政契約）

契約には、本人確認をどのようになされてきたか。近年オレオレ詐欺、なりすまし詐欺事件多発しております。対策はされてきたのでしょうか。特定国道事務所提出書面からみると、

平成〇年〇月〇日 土地売買契約書

平成〇年〇月〇日 土地買収に伴う請求書（申請書）

平成〇年〇月〇日 特定国道事務所受付印

平成〇年〇月〇日 オキナワソウゴウジムキョク振込

平成〇年〇月〇日 特定個人Aの死亡

平成〇年道路行政について議論を交わす、特定町広報誌（甲第137号証）特定区間開通 特定町広報誌（甲第138号証）一部 特定バイパス〇年国道〇号線となっています。

懇談会 地元のニーズに即した行政運営を図ることを目的に実施されたものです。

元特定町長と、申立人 特定個人E・特定個人B 特定中学校の同級生です。特定地区消防監督責任者は、特定町長です。

上記の記載の流れで、平成〇年故特定個人Aの公文書開示請求の中で、大変なことになっていることを審査請求人は知りました。

（甲第171号証）には、細かな不動産鑑定士の意見など多く含まれている。（甲第62号証）特定バイパス、起業である国土交通大臣は、法（土地収用法を指す。）20条各号の要件を全て充足すると判断されているため、事業を認定したものである。

特定住所K所有者は、特定個人Aであり、耕作者は特定個人Bであり、地権者、耕作人との許可、承諾が必要である。その大事な部分が欠けている。許可なくの（田）への杭うち、耕作者であるものは心臓に杭を打

たれたのも同然です。耕作人特定個人Bに対して、説明、連絡、通知はありませんでした。地権者である叔父故特定個人Aの自宅（特定住所1）には、契約書・申請書・通知書も届かず、知ることもなく息を引きとったものと考えられます。

特定警察署「死体発見現場報告書」（甲第129号証），こんなに悲しく辛いものはありません。悔しくてなりません。

その中での，特定事業Bを遂行するため法14条2号・14条3号イの規定により不開示とした。

個人情報不開示の理由開示請求者以外の情報，ただし，公にされている情報，人の生命等を保護するため開示を要する情報，公務員の職務の遂行に関わる情報は除く，とされていますが，叔父故特定個人Aはこの世のものではなく，個人ではありません。審査請求人は，法定相続人（姪）である審査請求人は故特定個人A（個人）に代わって全開示の請求をいたします。

裁量的開示

法16条 行政機関の長は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。

審査請求人の母親故特定個人Jの親戚が大勢特定区住んでいます。その生命・財産を見守っていなければならないものです。

以上から，本件処分を取り消し，開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するとの裁決を求める。

(2) 意見書

現在，（甲第129号証）全開示の請求している所です。特定県からの答申書，決定通知書を待っている所です。併せて審査を行って頂きたい。

墨塗りの全開示が行われますと，故特定個人Aの平成〇年新築住宅であることがわかります。特定町長からの（甲第84号証）は，正しいものではありません。（略）であった故特定個人Aが一生懸命に働いてきて貯めたお金で永住の地，本人所有地に建てた新築住宅です。農機具小屋ではありません。

特定住所Cは特定個人E宅です。

遺産目録を作成された特定司法書士・行政書士に対し，異なっている為やり直すように申し出ています。特定連合会 保険証，特定広域連合長，特定手帳，銀行口座住所，国土交通省土地売買契約書（平成〇年〇月〇日付け），全てが故特定個人Aの生活していました住所と異なっています。

平成〇年〇月〇日 土地売買契約書住所異なっています。特定個人A筆跡ではありません。

遺産分割協議中に、申立人である特定個人Eに沖縄総合事務局からの通知が届いていたかを聞きました。届いた所は、申立人特定個人E宅であり、特定住所I特定個人A宅に届いていません。

特定国道事務所に対し、利用権設定逸失の補償請求書を提出していません。特定国道事務所特定職員Bから、「補償出来ない」電話を受けています。

書面で提出をするようにと電話を入れていますが、現在まだ届いていません。

特定警察署・特定広域連合会に電話相談。

故特定個人Aの預金口座と死体発見現場の異なること、相談をした後に、特定県病院事業局長は早期退職をしています。（略）

特定県の職員は「どうせ審査会は書面だけだ」などと口にしています。そのような特定県庁職員、市町村役場も同じようなことをしているのです。

書面だけでは、真実、事実が伝えられません。

特定町役場、特定町長、特定区長、特定県知事からの通知書は正しくないため故特定個人Aの死体発見現場も異なっています。

特定個人Aは亡くなっています。土地売買契約書は無効にして頂きたい。新たに土地売買契約書をもって頂きたい。特定個人Aの住所は特定住所Iであることです。

人はどこで生まれ、何処で死んでいくのでしょうか。

死んだ場所さえ特定できないなどと（略）の死は、どこでもいいのでしょうか。

人一倍働き、努力して生きてきた新築住宅は、叔父の証なのです。

これ以上地元特定町で悲惨な事件を防ぐためでもあります。

行政契約書の中に、本人確認というものが欠けています。

保険証だけで本人確認などが間違っているものです。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成30年5月8日付けで提起された処分庁による原処分に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分を取り消すべきだとして審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

法16条で行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合があっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。以上から、本件処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報のすべてを開示するとの裁決を求めます。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「特定個人Aに係る平成〇年〇月〇日付け土地売買に関する契約書（土地代金・損失補償金。以下、当該契約を「本件土地売買契約」という。）金額の内訳（何に対する補償なのか、なぜこの額になるのか分かる具体的資料）、請求金額請求書、振込金額金融機関名（名義人・住所）、振込通知書の届け先（特定工事A特定個人A所有財産特定住所A・B（田）（以下「本件土地」という。）に関する）」（以下「本件文書」という。）の開示請求に対し、一部開示とする原処分を行った。

3 諮問庁としての考え方

本件文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）は、請求者を本人とする保有個人情報とは認められないことから、本来であれば処分庁は不開示決定を行うべきであったと思料されるが、原処分において既に部分開示決定を行っており、これを取り消して新たに不開示決定をすることは合理的でない。このため、本件審査請求においては、原処分の取消し及び本件文書の全部を開示することが求められているが、引き続き原処分を維持することが妥当である。

4 原処分について

（1）本件文書の特定の妥当性について

「補償金算定調書」は、特定事業B工事（特定パイパス）の施行に伴い、必要となる土地の取得を行うに当たり、土地所有者特定個人Aに対する土地代金及び損失補償金の算定を行った文書であり、①取得対象地が存する地域内の標準地から取得対象地を比準し土地代金を算定した部分、②取得対象地の残地の価値減等による損失補償金を算定した部分、③標準地価格の決定承認書の写し、④標準地の評価時点から補償金算定調書作成年度までの間の時点修正率を求めた意見書の写しの構成となっており、契約金額の算定根拠となる文書であることから、本件特定は妥当である。

「請求書」は、特定事業B工事の所要の土地買収に伴い土地（本件土地）所有者特定個人Aから請求を受けたものを特定したものであり、請求時点において当該請求書以外の行政文書は存在しないことから、本件特定は妥当である。

(2) 保有個人情報該当性について

本件審査請求における本件請求保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと考えられるため、本来であれば処分庁において、不開示決定すべきものであったと思料する。

しかしながら、原処分において既に部分開示決定を行っているところであり、これを取り消して新たに不開示決定とすることは合理的でないため、原処分を妥当として諮問するところである。

(3) 不開示情報該当性について

ア 標準地に係る情報（地番）について

当該情報は、標準地の特定につながるような詳細な内容である。

このため、これが明らかになると、当該情報と原処分において既に開示されている所在地などの情報から、何人でも閲覧ができる不動産登記記録や市販の住宅地図等と照合することにより、標準地の詳細な所在及び所有者が明らかになることから、法14条2号に該当する開示請求者以外の特定の個人を識別する情報であり、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示と判断した原処分は妥当である。

イ 標準地に係る情報（所在図）について

当該情報は、標準地の特定につながるような詳細な内容のため、原処分において既に開示されている標準地の所在地などの情報及び不動産登記記録などと併せることにより、標準地の詳細な所在及び所有者が明らかになることから、法14条2号に該当する開示請求者以外の特定の個人を識別する情報であり、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示と判断した原処分は妥当である。

ウ 不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の印影

当該情報は、これを公にすると、これを悪用されることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

なお、上記の情報は、仮に審査請求者を本人とする保有個人情報に該当する場合であっても不開示を維持することが妥当であると考えられる。

(4) 法16条該当性

審査請求人は、本件不開示部分について、法16条により開示すべきである旨主張するが、本件審査請求書をもっても特段の理由が示されておらず、原処分において不開示とした情報を開示することが、個人の権利

利益を保護するため特に必要があると認められない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年7月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月4日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月10日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月30日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成31年2月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、本件請求保有個人情報については、審査請求人（開示請求者）を本人とする保有個人情報とは認められないから、本来であれば処分庁は不開示決定を行うべきであったが、原処分において既に一部開示決定を行っており、これを取り消して新たに不開示決定をすることは合理的ではないとして、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性についての判断に先立ち、まず、本件請求保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

本件請求保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないとする諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 一般に、相続人を本人とする個人に関する情報となり得る被相続人の相続財産等に関する情報とは、飽くまで、相続開始直前まで被相続人の財産であって、かつ、相続開始以後は相続人の財産となる相続財

産に関する情報である必要があるところ、本件土地の国への売却については、相続開始前に国と売買契約が結ばれているものであり、相続開始直前には被相続人の財産ではなかったことから、相続開始以後に相続人の財産となるものではない。

イ なお、本件土地売買契約は、特定個人A（土地所有者で、本件開示請求前の平成〇年〇月〇日に死亡）と国との間で締結された、土地売買（特定個人Aから国に本件土地を売却）に関する契約であり、同年〇月〇日に契約が締結され、国に所有権が移転（所有権移転登記日は本件開示請求前の同年〇月〇日）された後、同月〇日に国から特定個人Aへの支払手続がなされており、本件土地売買契約は、特定個人Aの生前に手続が全て完了しているものである。

（２）検討

ア 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定するのは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみであるが、死者に関する個人情報であっても、それが同時に遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族等が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると解される。

イ そこで、本件対象保有個人情報を見分すると、審査請求人の氏名その他審査請求人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより審査請求人を識別することができることとなるものも含む。以下同じ。）は記録されておらず、また、その文脈等から審査請求人のことを指していることが明らかな内容の記述なども認められない。

さらに、諮問庁から本件土地売買契約に係る契約書の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、審査請求人の氏名その他審査請求人を識別することができる情報は記録されておらず、また、その文脈等から審査請求人のことを指していることが明らかな内容の記述なども認められなかった。

ウ この点、審査請求人は、特定個人Aは自分の叔父であり、その法定相続人（姪）である審査請求人が特定個人Aに代わって本件開示請求をしたなどと主張している。しかしながら、上記アのとおり、開示請求ができるのは「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報（死者に関する保有個人情報が、同時に遺族等の保有個人情報となる場合を含む。）」に限られるから、単に審査請求人が特定個人Aの姪や相続人であることを理由とするだけでは、本件請求保有個人情報の開示請求をすることはできないところ、審査請求人は、本件請求保有個人情報につき、上記のような開示請求をすることができる保有個

人情報に該当することをうかがわせるような具体的な主張をしていない。

エ さらに、諮問庁から審査請求書に添付資料として引用されている資料の提示を受け、当審査会において、諮問書に添付された資料と併せて確認してみても、諮問庁が上記（１）で説明するとおり、本件土地については、特定個人Ａの生前に、特定個人Ａと国との間の売買契約により国に所有権が移転されるとともに、その所有権移転登記及び特定個人Ａへの代金支払手続も完了しており、本件開示請求はその後になされたものと認められ、本件開示請求時点において、本件土地は、相続人である審査請求人の相続財産でなかったことは明らかであり、審査請求人が本件土地売買契約上の地位を承継しているといった特段の事情も認められず、その他本件請求保有個人情報に該当する審査請求人を本人とする保有個人情報の存在をうかがわせる事情もない。

オ したがって、本件請求保有個人情報について、これが審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないが、原処分において既に本件対象保有個人情報につき一部開示決定を行っており（なお、開示実施もなされている。）、これを取り消して新たに不開示決定を行うのは合理的ではないとして、原処分を維持することが妥当である旨の諮問庁の説明は、首肯せざるを得ず、結局、原処分は結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、法１６条の裁量的開示を主張しているが、同条は、本件請求保有個人情報に審査請求人を本人とする保有個人情報であることを前提とするものであって、審査請求人の主張は、その前提において採用の余地はない。

（２）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が本件請求保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とすべきであったとしていることについては、本件請求保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「特定個人Aに係る平成○年○月○日付け土地売買に関する契約書（土地代金・損失補償金）金額の内訳（何に対する補償なのか，なぜこの額になるのか分かる具体的資料），請求金額請求書，振込金額金融機関名（名義人・住所），振込通知書の届け先（特定工事A特定個人A所有財産特定住所A・B（田）に関する）」（本件文書）に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報

特定個人Aに係る平成○年○月○日付け土地売買に関する補償金算定調書，請求書に記録された保有個人情報